

3 基地関係協議会等の概要

(1) 三者連絡協議会の設置及び運営について

1 (目的)

沖縄県に所在する施設及び区域を管理及び運用することから生ずる問題であって沖縄県、那覇防衛施設局、在沖米軍のそれぞれ共通の関心を有するものについて、それぞれ拘束されない自由な立場から協議するため、三者連絡協議会(以下「協議会」という)を設置する。

2 (協議会の構成)

協議会は、沖縄県、那覇防衛施設局及び米軍沖縄地区調整委員会の各軍の代表をもって構成する。なお、この協議会には、アメリカ総領事館の代表者も出席することができる。

3 (協議会の運営)

(1) 協議会は、沖縄県、那覇防衛施設局、在沖米軍が輪番で主催し、議長は主催する協議会の構成員が務める。

(2) 協議会は、原則として年4回開催する。

4 (幹事会の設置運営)

(1) 協議会の下部機関として、協議会の構成員が指定する者をもって構成する幹事会を設置する。この幹事会は、必要に応じ随時開催する。

(2) 幹事会は、すべての議題について十分調査協議し、協議会での協議が必要と認められるものについては協議会に対し、協議するよう勧告する。

なお、幹事会において必要があると認めるときは、外部の専門家又は関係者の意見を聴くことができる。

5 (その他)

(1) 在沖米軍に関係する上記1にいう問題は、すべて協議会へ提出することができる。

なお、日米両政府間で取扱われるべき問題については、従来どおり既存の公式の経路を通じて処理される。

(2) 協議会の構成員は、この協議会及び幹事会において協議した事項について、それぞれが必要と認める措置を可能な範囲内において講ずるものとする。

【確認事項】

- 1 外務省沖縄事務所の代表メンバーは、那覇防衛施設局の代表メンバーとともに一体となって在沖日本政府の一員として参加する。
- 2 在沖米国総領事は、米側の正式なメンバーである。
- 3 三者協の開催頻度については、「原則として4回」を「原則として毎四半期に1回」に改める。
- 4 上記1、2及び3の確認に応じた実施要領の改正を行う。
- 5 協議会に提案できる事項は、基地に関する諸課題で現地レベルで解決ができるものに限られる。

【三者連絡協議会開催状況】

協 議 会				協 議 会			
回	年 月 日	担 当	会 場	回	年 月 日	担 当	会 場
1	昭和54年7月19日	県	県庁議室	7	昭和58年8月24日	県	県庁議室
2	昭和55年2月20日	施設局	施設局	8	昭和58年11月21日	施設局	施設局
3	昭和55年11月26日	米 軍	海兵隊司令部	9	昭和59年11月29日	米 軍	海兵隊司令部
4	昭和56年9月2日	県	県庁議室	10	昭和60年2月7日	県	県庁議室
5	昭和57年6月1日	施設局	施設局	11	昭和61年2月21日	施設局	施設局
6	昭和58年2月15日	米 軍	海兵隊司令部	12	昭和62年7月27日	米 軍	県庁議室

協 議 会				協 議 会			
回	年 月 日	担 当	会 場	回	年 月 日	担 当	会 場
13	昭和63年8月8日	県	県庁議室	19	平成12年2月14日	県	ハ-バ-ビ-ュ-ホテル
14	平成2年9月26日	施設局	不二ホテル	20	平成12年9月19日	施設局	ロジ-ルホテルナリ
15	平成4年12月21日	米 軍	海兵隊司令部	21	平成13年7月27日	米 軍	キャンプ・パトラ-
16	平成7年3月17日	県	ハ-バ-ビ-ュ-ホテル	22	平成14年2月12日	県	ハ-バ-ビ-ュ-ホテル
17	平成11年7月12日	外務省	ハ-バ-ビ-ュ-ホテル	23	平成14年7月31日	外務省	ハ-バ-ビ-ュ-ホテル
18	平成11年9月9日	米 軍	キャンプ・パトラ-				

幹 事 会				幹 事 会			
回	年 月 日	担 当	会 場	回	年 月 日	担 当	会 場
1	昭和54年8月17日	施設局	施設局	28	平成12年1月27日	県	県庁議室
2	昭和54年10月30日	米 軍	海兵隊司令部	29	平成12年2月2日	県	県庁議室
3	昭和55年2月8日	県	のざきホテル	30	平成12年2月8日	県	県庁議室
4	昭和55年8月14日	施設局	施設局	31	平成12年8月2日	施設局	施設局
5	昭和55年11月14日	米 軍	海兵隊司令部	32	平成12年8月10日	施設局	施設局
6	昭和56年6月4日	県	県庁議室	33	平成12年8月17日	施設局	施設局
7	昭和57年5月10日	施設局	施設局	34	平成12年8月24日	施設局	施設局
8	昭和58年1月18日	米 軍	海兵隊司令部	35	平成12年9月1日	施設局	施設局
9	昭和58年5月24日	県	のざきホテル	36	平成12年9月6日	施設局	施設局
10	昭和58年11月21日	施設局	施設局	37	平成13年6月18日	米 軍	キャンプ・パトラ-
11	昭和59年5月9日	米 軍	海兵隊司令部	38	平成13年7月9日	米 軍	キャンプ・パトラ-
12	昭和59年11月20日	県	県庁議室	39	平成13年7月18日	米 軍	キャンプ・パトラ-
13	昭和60年1月31日	施設局	施設局	40	平成13年7月19日	米 軍	在沖米国総領事館
14	昭和60年12月2日	米 軍	海兵隊司令部	41	平成13年7月23日	米 軍	キャンプ・パトラ-
15	昭和62年6月5日	県	シエラホテル	42	平成13年7月25日	米 軍	キャンプ・パトラ-
16	昭和63年8月1日	施設局	施設局	43	平成14年1月9日	県	県庁会議室
17	平成2年9月7日	米 軍	海兵隊司令部	44	平成14年1月15日	県	県庁会議室
18	平成4年9月21日	県	県庁議室	45	平成14年1月23日	県	県庁会議室
19	平成7年1月10日	施設局	施設局	46	平成14年1月30日	県	県庁会議室
20	平成11年6月28日	米 軍	在沖米国総領事館	47	平成14年2月4日	県	県庁会議室
21	平成11年7月8日	県	県庁議室	48	平成14年2月6日	県	県庁会議室
22	平成11年8月6日	米 軍	在沖米国総領事館	49	平成14年6月28日	外務省	外務省沖縄事務所
23	平成11年8月20日	米 軍	キャンプ・フォスター	50	平成14年7月3日	外務省	外務省沖縄事務所
24	平成11年8月31日	米 軍	キャンプ・フォスター	51	平成14年7月10日	外務省	外務省沖縄事務所
25	平成11年9月3日	米 軍	キャンプ・フォスター	52	平成14年7月16日	外務省	外務省沖縄事務所
26	平成11年9月7日	米 軍	キャンプ・フォスター	53	平成14年7月22日	外務省	外務省沖縄事務所
27	平成12年1月21日	県	県庁議室	54	平成14年7月25日	外務省	外務省沖縄事務所

【三者連絡協議会の議題】

回次	開催年月日	議 題
1	昭和54年7月19日	1. 声明書案について 2. 三者連絡協議会設置要綱案について
2	昭和55年2月20日	1. 嘉手納飛行場の航空機騒音対策について 2. 米軍基地の整理統合について 3. 基地内消防体制について 4. 演習場の安全対策について 5. 下水道負担金問題について
3	昭和55年11月26日	1. 嘉手納飛行場の騒音対策について 2. 演習火災について 3. 普天間飛行場の安全対策について 4. 米軍基地内における松くい虫の駆除について
4	昭和56年9月2日	1. 演習の安全対策の強化について 2. 基地内の松くい虫対策について 3. 綱紀の粛正について 4. その他
5	昭和57年6月1日	1. 公用地暫定使用法に基づく使用期間満了に伴う措置について 2. 昭和57年度施設整備計画の概要について 3. 中部訓練場における演習について 4. 施設外訓練の禁止等について 5. 第14・15・16回安保協で合意された提供施設の整理縮小について
6	昭和58年2月15日	1. 松くい虫対策について 2. 演習の安全確保について 3. キャンプ・ハンセン演習場内における火災等について
7	昭和58年8月24日	1. 綱紀の粛正について 2. 松くい虫対策について 3. 航空機騒音対策について
8	昭和58年11月21日	1. 北部ダムにおける訓練について 2. 松くい虫対策について 3. 演習場火災の防止について
9	昭和59年11月29日	1. 演習場の安全対策について 2. 曲技飛行について 3. 航空機の安全運行について

回次	開催年月日	議 題
10	昭和60年2月7日	1. 綱紀の肅正について
11	昭和61年2月21日	1. 綱紀の肅正について 2. 航空機の安全運行について 3. 演習場の防火体制について 4. 実弾射撃演習の廃止と演習における当面の安全対策について 5. 基地内大学への就学について
12	昭和62年7月27日	1. 演習等の安全対策について 2. 航空機騒音対策について 3. 綱紀肅正について 4. 国体への協力について 5. その他 (1) 基地の機能移設について (2) 駐留軍従業員の雇用継続について
13	昭和63年8月8日	1. 北部4ダム貯水池における訓練の廃止について 2. 演習の自粛について (1) 県道104号線越え実弾砲撃演習 (2) 読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練、滑走路損害査定訓練 3. 嘉手納飛行場及び読谷補助飛行場における騒音の軽減について
14	平成2年9月26日	1. 基地の整理縮小の実施について 2. 航空機騒音の軽減について 3. 演習の自粛について 4. その他 (1) 事件・事故の未然防止について (2) 環境保全対策について
15	平成4年12月21日	1. 航空機騒音対策について 2. 航空機関連事故について 3. 赤土流出防止対策について
16	平成7年3月17日	1. 航空機騒音対策について 2. 航空機関連事故について 3. 綱紀の肅正について
17	平成11年7月12日	1. 事件・事故通報体制の地元レベルでの運用の改善並びに事故の再発防止及び安全管理の徹底について 2. 米軍人・軍属等の綱紀肅正、特に少年犯罪の未然防止について

回次	開催年月日	議 題
		3．任意保険加入の加入状況について（加入を確実にするための手段はどうか。） 4．施設及び区域の一時使用について 5．その他 基地と地元の英語交流について
18	平成11年9月9日	1．環境問題について 2．騒音問題について 3．日本の緊急車両による基地内道路の使用について 4．コンピューター2000年問題について 5．スペシャル・オリンピックについて
19	平成12年2月14日	1．「嘉手納エアロクラブ」所属のセスナ機について 2．演習に伴う地元への影響の軽減について 3．火災時における相互応援体制について 4．油流出事故及びゴルフボールの飛び出しについて 5．日本環境管理基準に関するセミナーの開催について
20	平成12年9月19日	1．米軍人・軍属等による事件・事故の防止について 2．実弾演習等による原野火災について 3．米軍人・軍属等との婚姻関係等から生じる問題に係る日本人女性への支援について 4．基地内業務の県内企業への優先発注及び県産品の基地内での販売について
21	平成13年7月27日	1．米軍人・軍属等による事件・事故の防止について 2．米軍施設内における環境の保全について 3．事件・事故の情報提供について 4．基地内の文化財調査について 5．地元地域との共同活動の促進
22	平成14年2月12日	1．教師に対する英語教育ボランティアプログラムの拡大について 2．松くい虫被害対策の徹底について 3．環境問題について 4．米軍施設・区域内における航空機の緊急・予防着陸並びに不発弾の処理に関する情報提供について 5．軍属等による事件・事故の再発防止について 6．学生のためのインターンシッププログラムについて
23	平成14年7月31日	1 米軍人・軍属等による事件・事故の再発防止について 2 米軍施設・区域内における航空機関連事故等の通報体制について

回次	開催年月日	議 題
		3 環境保全に関する協力について 4 県民と在沖米国人との交流に係る非政府の枠組み設置への支持について

(2) 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会会則

(名称)

第1条 本会は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地とV・O・A跡地（以下「軍用地等」という。）について、県、市町村間の連絡協調を密にしその利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地（以下「基地」という。）から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、県知事及び軍用地等の所在する市町村の長をもって構成する。ただし、軍用地等の所在しない市町村の長であってもその申し出により構成員となることができる。

(事業)

第4条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 軍用地等の利・転用促進のための特別措置に関すること。
- (2) 基地問題及び軍用地転用計画（市町村計画）の調査研究に関すること。
- (3) 基地の返還及び整理縮小に関すること。
- (4) 基地被害の防止及び除去に関すること。
- (5) 基地問題及び軍用地等の利・転用促進に係る渉外及び広報宣伝に関すること。
- (6) 軍用地跡地地主会の結成、指導育成に関すること。
- (7) 基地問題及び軍用地等の利・転用促進に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名
- (3) 評議員 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長、評議員及び監事は会員のうちから総会で選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 評議員は、評議員会に出席して協議会の常務処理にあたる。

4 監事は、協議会の会務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

(総会)

第8条 協議会の総会は、会長が召集する。

2 総会は、毎年度1回の通常総会と会長が必要と認めて召集する臨時総会とする。

(総会の議決事項)

第9条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業の計画及び報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(総会の議長及び議事)

第10条 総会の議長は、会長がこれにあたり、議事を主宰する。

2 総会の会議は、会員の2分の1以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第11条 総会の議決を要する事項で特に緊急を要するものについては、会長が評議員会の意見を聞いた上で、専決処分することができる。

2 会長は、前項の専決処分をした場合においては、次の総会にこれを報告しその承認を求めなければならない。

(評議員会)

第12条 評議員会は、会長、副会長及び評議員で組織する。

2 評議員会は、会長が代表し、会長が必要に応じて評議員会議を召集する。

3 会長は、特定の事項について、審議するため必要と認める場合に置いて関係する市町村長を審議に参加させることができる。

4 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の委任を受けた事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 総会の議決を要する事項で緊急を要する事項
- (4) その他、会長が必要と認める事項

(幹事会)

第13条 評議員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、県総務部知事公室基地対策室長、県企画開発部土地対策課長、軍用地等所在市町村及び第3条ただし書き以下の市町村の軍用地等関係担当課(室)長、若干名で組織する。

3 幹事会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 評議員会の委任を受けた事項
- (2) 評議員会に付議する事項
- (3) その他、会長が必要と認める事項

4 幹事会の会長は、幹事のうちから幹事会で選出する。

5 幹事会の会議は、幹事会長が適宜召集し、幹事会長が議長となり議事を整理する。

(専門部会)

第14条 特定の問題を協議するため、幹事会の決定により専門部会をその都度設置することができる。

2 専門部会は、県、当該問題に係る軍用地等所在市町村及び第3条ただし書き以下の市町村でもって構成する。

3 専門部会は、幹事会長が主宰する。

4 幹事会長は、専門部会における協議事項の結果について、幹事に報告する。

(意見聴取)

第15条 総会、評議員会、幹事会及び専門部会は第4条の事業に関する審議を行う場合は、地主会代表者、学識経験者及びその他の者から意見を聴くことができる。

(会計及び経費)

第16条 協議会の会計は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、第3条で規定する構成員が分担する分担金及びその他の収入をもって充てる。

(分担金)

第17条 分担金は、総経費の3分の1を県、その他3分の2を市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 市町村が負担する分担金の額は別に定める。

(事務局)

第18条 協議会に事務局を置き、その庶務経理は、県総務部知事公室基地対策室で行う。

(細則)

第19条 会長は、この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、評議員会の議決を経て、細則を定めることができる。

附 則

1 この会則は、昭和52年4月8日から施行する。

2 設立当初の協議会の会計年度は、第15条の規定にかかわらず昭和52年4月8日から翌年の3月31日に終わるものとする。

附 則(昭和55年1月29日一部改正)

1 この会則は、昭和55年1月29日から施行する。

2 昭和54年度県、市町村分担金の割合及びその額は第17条の規定にかかわらず別表1及び別表2のとおりとする。

附 則(昭和58年11月22日一部改正)

この会則は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(平成2年5月25日一部改正)

この会則は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成5年6月15日一部改正)

この会則は、平成5年4月1日から適用する。

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会会員

県 知 事	名 護 市 長	金 武 町 長	中 城 村 長
那 覇 市 長	糸 満 市 長	伊 江 村 長	豊 見 城 市 長
石 川 市 長	沖 縄 市 長	与 那 城 町 長	東 風 平 町 長
具 志 川 市 長	国 頭 村 長	勝 連 町 長	知 念 村 長
宜 野 湾 市 長	東 村 長	読 谷 村 長	佐 敷 町 長
平 良 市 長	本 部 町 長	嘉 手 納 町 長	久 米 島 町 長
石 垣 市 長	恩 納 村 長	北 谷 町 長	渡 名 喜 村 長
浦 添 市 長	宜 野 座 村 長	北 中 城 村 長	北 大 東 村 長

(3) 渉外関係主要都道県知事連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、渉外関係主要都道県知事連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、米軍提供施設等が所在する都道県（別表に掲げる都道県。以下「都道県」という。）相互間の連絡協調を密接にし、政府等に対して、基地問題の適切かつ迅速な措置について要望等を行い、これらの問題の効果的な解決を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 この協議会は、都道県の知事を会員として組織する。

(事 業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 問題の解決策を図るための関係会議の開催
- (2) 情報の収集及びその伝達
- (3) 陳情及び請願
- (4) 広報活動及び情勢分析
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員任期等)

第6条 会長及び副会長（以下「役員」という。）は会員の互選により定める。

- 2 役員任期は2年とする。
ただし、役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

(会 議)

第7条 会議は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は必要のつど開催する。

- 2 総会は、要望書の採択、役員改選、予算、決算、規約の改正その他重要な事項を決議する。
- 3 会議は、会長が招集し会員の定数の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。
- 4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 5 会議の議事は、出席会員の過半数で決する。

(幹 事)

第8条 協議会にその事務を処理させるため、幹事を置く。

- 2 幹事は、都道県の渉外事務主管部長または都道県知事の指名する者をもってあてる。
- 3 幹事のうち、会長の属する都道県の幹事を幹事長とする。

(幹事会)

第9条 総会に提出すべき事項、総会から付議された事項、緊急を要する事項及び軽易な事項を審議させるため協議会の下に幹事を会員とする幹事会を置く。

- 2 幹事会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要のつど開催する。
- 3 第7条第3項から第5項までの規定は幹事会の会議に準用する。この場合において「会長」とあるのは「幹事長」と読みかえるものとする。

(参 与)

第10条 協議会に参与を置き、各道県にあつては東京事務所長を、東京都にあつては協議会を所管

する担当課長をもってあてる。

2 参与は、幹事会に出席し必要な意見を述べるができる。

(会計監事)

第11条 協議会の会計を監査するため幹事のうちから2人を会計監事とし、会長が任命する。

2 会計監事の任期は2年とする。

(庶務)

第12条 この協議会の事務は会長都道府県において処理する。

(経費)

第13条 協議会の経費は、会員の分担金をもって支弁する。

2 分担金の金額は別に定める。

(会計)

第14条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附則

1 この規約は、昭和37年1月12日から施行する。

2 この規約施行の日後最初に選任された役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、昭和38年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成2年8月8日から施行する。

附則

この規約は、平成7年7月28日から施行する。

附則

この規約は、平成8年7月24日から施行する。

附則

この規約は、平成12年7月27日から施行する。

(別表)

北海道	青森県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
静岡県	広島県	山口県	福岡県	長崎県	沖縄県		

(4) 沖縄県対米請求権事業協会

1 対米請求権問題の概要

(1) 対米請求権問題の所在

対米請求権の問題は、第2次大戦後27年間にわたるアメリカ合衆国の統治期間中、占領米軍の広大な基地構築のための不法、不当な土地収買や米軍人・軍属等による犯罪行為及び基地の存在又は運用等によって県民が被った人身及び財産の損害に対する補償問題として提起されたものである。

この対米請求権事案と同種の損害事案に対して、日本本土においては、戦後、憲法を頂点として、日米地位協定やその他の関係国内法令等により十分な補償措置がなされた。しかし、米軍の直接統治下にあった本県においては、米軍の発布した布告、布令等や米国内法令により一応の補償措置がなされたものの、これはあくまで恩恵的措置として処理されたものであり、極めて不十分なものであった。

県民は、このような不十分なまま、あるいは未解決のまま残された諸損害事案について、復帰の際、完全な回復措置がなされるものと期待したが、締結された沖縄返還協定は、その第4

条により一部についての補償措置を認めたものの、大部分の請求権を放棄することになった。

このため、対米請求権問題は、本県の戦後処理・復帰処理問題の懸案事項として残され、その早期解決を図ることが最大の課題となった。

(2) 対米請求権問題の解決経緯

本県における戦後及び復帰処理の懸案であったいわゆる対米請求権問題については、復帰後その補償推進を目的として、昭和48年5月18日、県知事及び全市町村長を会員とする「沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会」が設立されたが、同協議会は、昭和49年第1次分、昭和50年第2次分、昭和52年第3次分からなる14項目の請求事案について、総件数約12万件、総額1,200億円にのぼる請求事案をとりまとめ、その早期補償を国に要請した。

その結果、漁業関係事案については、昭和53年度を初年度として3年間に総額30億円を交付することで解決し、人身関係事案についても、昭和55年度に予算措置がなされ、総額2億7千万円が支給された。

残された土地関係等事案（陸上事案）については、昭和54年12月、個人払いは困難であるため一括団体払いとする。県及び各市町村を構成員とする社団法人を設立してその受け皿とする。社団法人は交付された資金を運用して請求権者のための事業を行う等の政府（当時：沖縄開発庁）の考え方が処理方針として示された。

この処理方針に対し、同協議会は、対米請求権事案の長い年月の経過による立証資料の散逸等諸般の情勢から、政府処理方針による解決もやむを得ないものとして、昭和55年7月11日、総会において、次のように決議した。

1. 陸上事案の取扱いについては、一括団体払いの措置を受け入れ、その受け皿として県知事及び各市町村長を構成員とする社団法人を設立する。
2. 社団法人が行う事業は、請求権者に利益が還元されるようなものとする。

これら協議会の決定に対応して、政府において、昭和55年12月3日、最終的に総額120億円の特別支出金を7ヵ年払いで分割交付する旨の決定がなされた。（政府の財政事情により実際には8ヵ年で交付完了。）

この政府の予算決定に基づき、協議会は昭和56年5月22日に臨時総会を開催し、これまで対米請求権問題の解決に向けて取り組んできた同協議会を解消し、同特別支出金を基金として受け入れ、新たに対米請求権被害者等の援助事業を行うとともに、併せて沖縄における文化の高揚及び地域の振興を図るための事業を行い、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とした「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」の設立を決定し、同年6月1日、設立許可を得て正式に発足した。

同協会の発足に伴い、漁業関係事案、人身関係事案の解決に続いて、対米請求権事案の大部分を占める土地関係等事案の解決が図られ、戦後27年間の米軍統治下で行われた米軍の土地接収や米軍人・軍属等の行為によって発生した諸損害事案に関する補償問題は、解決処理されることとなった。

2 沖縄県対米請求権事業協会の事業概要

本協会は、昭和58年以降、同基金の運用益を活用し、地域における集落道、排水路、周景緑化等生活環境の整備やコミュニティ施設備品の整備を行う「生活環境施設整備事業」をはじめ、地域の活性化を図るための各種の事業を積極的に実施してきた。生活環境整備の進展に伴い、平成6年度からはハード事業からソフト事業への転換を行い、新たに地域政策研究事業及び市町村との交流研修事業等を進めており、各方面において相当な成果を収め、地域住民をはじめ多くの関係者等から高い評価を得ている。

しかし、近年の長引く低金利政策による基金運用収入の大幅な減少は、同協会の運営を大きく圧迫しつつあり、景気の先行きが不透明な中、今後の収支見通しに多額の収支不足が見込まれる

ことから、同協会は平成13年9月13日、協会の今後の在り方について「沖縄県対米請求権事業調査委員会」へ諮問を行い、平成14年1月24日、同委員会から現行事業、組織、財源について答申がなされた。同協会はこの答申に基づき、平成14年度以降、基本財産の有効な運用等を図りながら、引き続き経費節減に努め、事業の規模を縮小して実施することとなっている。

現在、本協会の事業概要は以下のとおりである。

(1) 地域振興助成事業

地域の特性を生かした個性豊かな地域づくりを推進することによって、住民の健康で文化的な生活の確保に資するため、対米請求権事案に係る被害者等援助事業の一環として、市町村等が行う国・県の補助対象とならない地域振興事業に対して助成を行う。

(2) 人材育成助成事業（廃止）

次代を担う有為な人材の育成が本県における教育、文化及び産業振興の基本であることに鑑み、対米請求権事案に係る被害者等援助事業の一環として、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団等が行う育英資金貸与、留学生派遣等の事業に対して助成を行う。

(3) 軍用地跡地利用計画助成事業

軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進することにより、住民の生活環境整備と福利の増進に資するため、対米請求権事案に係る被害者等助成事業の一環として、市町村等が行う軍用地跡地利用計画策定事業に対して助成を行う。

(4) 国際交流助成事業（廃止）

海外における研修の機会を提供することにより、海外の事情に明るく国際感覚の豊かな人材の育成を図るとともに、本県の国際交流の推進に寄与する目的で、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が実施する海外視察・交流等の事業に対して助成を行う。

(5) 情報資料整備事業

市町村関係の資料を中心に地域活性化に関する図書、資料等を収集・整理するとともに、ホームページ等を通し、協会の事業等について県民への周知を図る。

(6) 地域政策研究事業

沖縄における地域社会の特色ある発展と住民福祉の向上に資するため、中長期的課題や直面する諸問題の解決方策、振興方策等について具体的な政策提案を行うために、協会が自主的に行う調査研究事業。

(7) 交流研修事業

地域の振興及び活性化を目的に、協会が独自に開催する研究成果の公表及び地域政策研究関係者の交流事業を行うとともに、市町村や広域圏事務組合、または地域住民が主体的に行う講演会、セミナー、フォーラム等に対して助成を行う。

(8) 研究助成事業

沖縄の自然的、経済的、社会的及び文化的特性を生かした地域社会の振興発展を指向し、具体的な地域活性化対策を提案するための研究を実施しようとする各種研究機関、団体等に対し、公募方式により助成を行う。

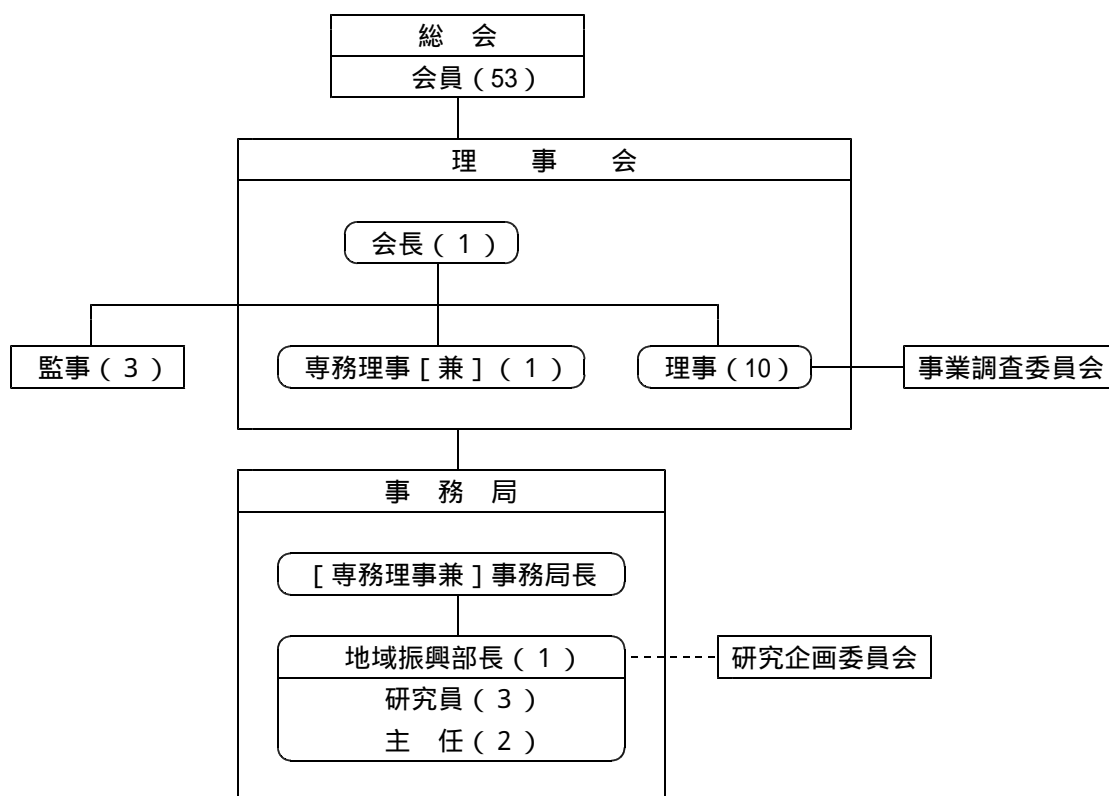
(9) 研究受託事業

各種の調査、研究、構想、計画等について、国、県、市町村等から委託を受けて実施する。

3 沖縄県対米請求権事業協会の組織

本協会には、役員として理事12人（会長1人、専務理事1人を含む。）と監事3人がおかれている。また、協会の事業に関する重要事項を調査審議させるため、理事会の諮問機関として、沖縄県対米請求権事業調査委員会が設置されている。

【社団法人沖縄県対米請求権事業協会組織図】



(5) 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チームについて

県は、これまで米軍人等による公務外での事件・事故が起きる度、日米両政府に対して隊員の綱紀肅正及び再発防止等を申し入れてきた。

しかしながら、事件・事故の防止を図るためには、そのような米軍独自の対応を求めるだけでなく、関係者が一体となって取り組む必要があることから、国、県、市町村及び関係団体で構成する「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」が、外務省沖縄事務所を事務局として、平成12年10月10日に発足した。

【設置要綱】

改正：平成14年4月24日

第1条（目的）

米軍施設・区域外における米軍人・軍属等による公務外での事件・事故の防止を図ることを目的として、関係機関が協力し、その対策を協議・調整する臨時的な場として「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」を設置する。

第2条（任務）

本チームは、次に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) リバティール・プランや教育プログラム等、米軍の綱紀肅正策の効果的な実施の協力、支援に関すること。
- (2) 米軍施設・区域外における生活指導巡回の協力、支援に関すること。
- (3) 未成年者への酒類の販売禁止及び未成年者の飲酒防止についての協力、支援に関すること。
- (4) 深夜零時以降の飲酒禁止に対する協力、支援に関すること。

(5) その他目的を達するための事項。

第3条（構成員）

本チームは、次に掲げる機関の実務者で構成する。但し、必要に応じ、各々の機関の責任者による会議を開催できることができるものとする。

- (1) 在沖米軍及び在沖米総領事館
- (2) 日本政府（外務省沖繩事務所、那覇防衛施設局、沖繩総合事務局）
（本項平成14年4月24日改正）
- (3) 沖繩県（沖繩県、沖繩県警察本部）
- (4) 市町村（関係市町村）
- (5) 関係団体（商工会議所、商工会、社交飲食業組合）

第4条（チームの運営）

本チームの運営は、次に掲げるところによる。

- (1) 本チームの事務局を外務省沖繩事務所に置き、外務省沖繩事務所副所長がチームを代表する。
- (2) 本チームの会議は、構成員の要請に基づき、外務省沖繩事務所副所長が召集し、会議の議長となる。
- (3) 本チームで合意した事項については、議長が出席者の同意を得て公表するものとする。

第5条（実施）

この要綱は、平成12年10月10日から実施する。

【構成員リスト】

- 1 在沖米軍（在日米軍沖繩地域事務所、米海兵隊、米陸軍、米空軍、米海軍）及び在沖米国総領事館
- 2 沖繩県、沖繩県警察本部
- 3 日本政府（外務省沖繩事務所、那覇防衛施設局、沖繩総合事務局）
- 4 市町村（名護市、沖繩市、宜野湾市、金武町、北谷町）
- 5 関係団体
（名護市商工会、辺野古社交飲食業組合、沖繩商工会議所、中の町社交飲食業組合、宜野湾市商工会、宜野湾市社交飲食業組合、金武町商工会、金武町社交飲食業組合、北谷町商工会）

米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム会合開催状況

平成14年12月末現在

回	開催年月	確 認 事 項
第1回	平成12年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキング・チームの設置要綱について、参加者の合意が得られた。 ・米軍は、ワーキング・チームを海兵隊の教育プログラムに招待することを表明し、ワーキング・チームはこれを実施することに合意した。
第2回	平成12年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・10月30日に行われる海兵隊教育プログラム視察の概要について、米海兵隊より説明があった。 ・米海兵隊よりリパティ・キャンペーン・プランの概要について説明があった。 ・ワーキング・チームは、事件・事故防止の上で米軍の教育プログラムが重要であることをあらためて確認した。 ・ワーキング・チームは、米軍人・軍属等への酒類の販売及び消費の規制についての協力、支援を取り上げた。 ・沖縄県警より、関係業者に対して所轄の警察署が講習会を行っていることが説明された。 ・米軍より、飲酒に関わる事件・事故を減らすため、身分証明書の確認といった協力を求める提案が説明された。 ・ワーキング・チームは、米軍の提案を含め、米軍人・軍属等への酒類の販売及び消費の規制についての協力、支援に取り組むための方途について、関係者の意見を踏まえ、議論を継続することに合意した。
第3回	平成12年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・10月30日に行われた海兵隊教育プログラム視察を踏まえ、海兵隊教育プログラムについて意見交換が行われた。 ・米軍の教育プログラムの実施に関し、県警から、風俗営業適正化法及び道路交通法に関する講習等のため講師を派遣する用意がある旨の提案があったほか、県から地域の歴史・文化に関する講習については、地元の学識経験者を講師に迎えたかどうかという提案もあり、米軍側はこれらの提案を歓迎し、各提案を注意深く検討する旨述べた。ワーキング・チームはこのような努力を通じ教育プログラムの向上を継続していくことが重要であることを確認した。 ・ワーキング・チームは、米軍人・軍属等への酒類の販売及び消費の規制についての協力、支援を取り上げ、次のことを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> 風俗営業所等における営業時間、20歳未満の者に対する酒類の提供の禁止、18歳未満の者の立ち入り等の規制を遵守すること。 20歳未満の米軍人・軍属等による酒類消費禁止を確保するため、米軍は、米軍人・軍属等に対して、自主的に身分証明書を提示するよう教育プログラムの中で指導を行うとともに、要請があれば身分証明書を提示することを徹底させる。 関係業者は年齢確認のため、身分証明書の提示を要請することに協力する。 泥酔状態の米軍人・軍属等には、営業時間内、20歳以上であっても、酒類の販売を控えること。 ・ワーキング・チームは、米軍人・軍属等への酒類の販売及び消費の規制についての協力、支援に引き続き取り組んでいくことを確認した。
第4回	平成12年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・県警、県の講師派遣提案について、米軍より積極的に検討したいとの表明とともに、4軍それぞれにおける具体的なニーズを調査した上で、講師を招待したい旨の説明があった。 ・風俗営業所等における営業時間、20歳未満の者に対する酒類の提供の禁止、18歳未満の者の立ち入り禁止等の規制の遵守

回	開催年月	確 認 事 項
		<p>について、米軍より、米軍の側において、これらの規制遵守に資さないような行動を助長しないことが表明された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 米軍より、自主的な身分証明書の提示、要請がある場合の身分証明書の提示について米軍の教育プログラムにおいて指導要領を作成し、実施を徹底させるとの説明があった。 9月から実施されている生活指導巡回については、今後の推移を見守ることになった。
第5回	平成12年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 日本側は行政と関係業者が協力して、風営法上の規制遵守のための取り組みを継続、強化する。また、米軍も風営法上の規制を内部で教育し、規制遵守に引き続き努力する。 米軍は、午前零時以前及び以降、基地ゲートを出入りする泥酔者及び未成年飲酒者を探知するため、基地ゲートでチェックする。そのような者は、適切に指導され、また、規則違反が発見された場合は、規律措置に服する。 米軍は、身分証明書について、兵員に対し自発的な提示、要請に対する提示の双方向を奨励する教育を行い、身分証明書チェックの慣行を確立する。 生活指導巡回は、地域の要望を踏まえて、時間帯を柔軟に調整する。深夜零時以降の生活指導巡回の実施が検討されている。 米軍は、すべてのワーキング・チーム構成員による協力行動が継続されることを前提に、既存のアルコール販売店へのオフリミッツ規制の取りやめについて最終的な詳細を検討している。 米軍と地元社会は、共同で飲酒規制に引き続き取り組む。米軍もワーキング・チームの他の構成員も、風営法上の規制を受ける場所への深夜零時以降の入店を認容しないし、深夜零時以降の徘徊を奨励しない。米軍は、良き隣人として、沖縄の平和で秩序ある社会を維持する努力の一部となることを希望する。米軍は、米軍人・軍属等が沖縄のいずれにあっても事件・事故を防止するために取っているプログラムの概要を記した文書を紹介した。
第6回	平成13年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> 米軍より、地元の講師による沖縄の文化・歴史（特に、戦後の沖縄の歴史）に関する講義を、米軍の教育プログラムの中で受け入れることを表明した。先ず海兵隊よりこれを開始することとし、県は適任と考えられる講師の派遣に協力することを表明した。海兵隊員の着任後教育プログラムにおける本件講義の組み入れについては、講義の時間や頻度等の詳細について調整の上、早急に開始されることとなった。 米軍より、県警派遣の講師による日本の交通法規に関する講義を、現行の運転教育や免許に関する米軍のプログラムの中のどこに組み込むかにつき検討するため、そうした講義をレビューすることに同意する旨の表明があった。今後講義の時間や頻度等の詳細について調整の上、早急にこれを開始することとなった。同様に米軍は、県警派遣の講師による風営法に関する講義についても受け入れるべく検討する旨表明があった。 米軍は、現状における有効性を綿密に検討した後、生活指導巡回の時間帯を、現行の午前零時～午前3時から、午前零時～午前5時に延長することについて検討する。 午前零時以降の泥酔者及び未成年飲酒者の基地ゲートでのチェックに関し、現在実施されている規則及び手続きにつき米軍より説明が行われた。また米軍は、米軍関係者がこのような規則に違反した際に適用を受ける減給や外出禁止などの規律措置や、実際の適用のあり方について説明した。米軍は、こうしたチェックをきちんと行い、違反者に対する規律措置を一層厳格に実施していく旨表明した。また、米海兵隊は、リパティ・キャンペーン・プランの着実な実施を確保することを改めて約束した。 最近の一連の事件に鑑み、各基地の司令官は、所属の米軍関係者に対し、規律の保持を厳格に行うよう改めて訓示した。

回	開催年月	確 認 事 項
第7回	平成13年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の講師による沖縄の文化・歴史（特に、戦後の沖縄の歴史）に関する講義について、県から、現在、具体的な人選、講義内容、講義時間等を鋭意検討中であることが報告され、まとめ次第、海兵隊において早急に実施に移すことが確認された。 ・ 県警派遣の講師による交通法規及び風営法に関する講義が、海兵隊において6月より開始されることにつき、歓迎の意が表明された。 ・ 米軍は、事件・事故を防止する努力として、生活指導巡回を継続する。米軍は、生活指導巡回に関し、現行の午前零時から午前3時という一律の時間帯に対し、可動的（ランダム）な時間帯を試験的に導入する。このため、米軍は、事件・事故のデータをレビューし、生活指導巡回の最適な時間帯を決定する。また、生活指導巡回の効果的な実施のあり方については、本会合において、常時見直していくこととなった。 ・ 未成年飲酒等に対する米軍内での処罰の方法及び実例に関し、提供された資料に基づいて、米軍側より減給、給与階級上の降格、外出禁止を含む行動制限等厳しい措置が実施されている旨の説明があった。これに対し、他の出席者より、飲酒に関連する事件・事故を減少させるため、米軍において基地ゲートでのチェックを含め、引き続き厳格な指導や監督が実施されるよう求めた。また、日本側においても、風営法上の規制を遵守し、また未成年者や泥酔者へ酒類を提供しないよう、全ての関係者が一層の注意を払っていくことを再確認した。 ・ 海兵隊員の採用時の審査システム及び沖縄派遣前の教育の概要に関し、提供された資料に基づいて、米軍より説明が行われた。これに対し、他の出席者より、採用時には厳格な審査が行われ、沖縄に派遣される前にも、外国に駐留する米軍関係者として責任ある振る舞いを行うことについて十分な教育が行われるよう求めた。
第8回	平成13年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米軍より、生活指導巡回について、8月下旬より新たに美浜地区において実施している旨、また宮城海岸地区についても県警との調整を了し次第開始する旨報告があった。生活指導巡回については、その効果を一層高めるとの観点から、必要な準備を経て、今後腕章を着用して実施することを検討することとなった。 ・ 飲酒等の取締に関する基地ゲートでの検査について、将来の適当な時点で、本ワーキング・チームのメンバーによる視察を行うことを確認した。 ・ 県警より、平成13年6月から、新規着任の海兵隊員に対し交通法規及び風営法に関する講義が行われている旨の報告があった。また県警より、平成13年7月以降美浜地区で行われている夜間警ら強化の状況について説明が行われるとともに、沖縄県の警察官増員について引き続き関係機関の支援を得たい旨要請があり、県及び国側より最大限の協力を行う旨表明された。 ・ 県及び県警より、いわゆる「シンデレラ・タイム」の遵守に関する県内でのキャンペーン強化の状況について報告があり、米軍より、必要な準備を了し次第、海兵隊から適当な広報活動を通じて米軍関係者とその家族に対し、責任をもって行動するよう働きかけを行う旨表明された。 ・ 米軍人・軍属等に対する交通安全教育用の新たなビデオテープを作成することとし、このため、外務省沖縄事務所、米軍、県警等の担当者からなる作業グループを作り、作業を進めることとなった。 ・ 沖縄総合事務局より、本ワーキング・チームのメンバーとなることにつき要望が表明されていることに関し、同事務局より参加の意図等について説明があり、メンバーの了承を得た。

回	開催年月	確 認 事 項
第9回	平成14年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍より、事件・事故防止に向けて生活指導巡回を強化しており、特に、最近米軍関係者の子弟による事件が増加していることに鑑み、こうした子弟へも適切な指導を行っている旨の説明があった。また、腕章着用の提案を含め、生活指導巡回の効果を高めるための方法についても議論が行われた。 ・飲酒等の取り締まりに関する基地ゲートでの検査について、4月19日夜に本ワーキング・チームのメンバーによる視察が行われたことを受けて議論が行われ、米軍が今後とも基地ゲートでの飲酒等の検査を厳格に行い、特に週末や休日前の検査を引き続き強化することが確認された。 ・県警より、本年4月1日から北谷町美浜地区の警察官立ち寄り所の活動を開始している旨の説明が行われるとともに、沖縄県の警察官増員について引き続き関係機関の支援を得たい旨要請があり、県及び国側より今後とも最大限の協力を行っていく旨表明した。 ・米軍より、県内で行われている「シンデレラ・タイム」キャンペーンに関し、新規着任者へのブリーフィング、指揮系統を通じての伝達、基地内テレビ放送及び基地内新聞を活用して、米軍関係者とその家族に対し周知すべく広報を行っている旨の説明があった。 ・米軍関係者の子弟による事件・事故防止のための対策として、米軍より、現在、軍関係者による基地内高校生徒への訓話、各軍代表と基地内高校校長との会合を通じての問題の早期発見、クバサキ高校における薬物対策カウンセラー雇用のための予算手当て、子弟向け門限に関する指揮官を通じての徹底、家族の問題に対する責任に関する軍内でのブリーフィング、学校や海兵隊コミュニティー・サービスによる青少年向けの健全な活動のアレンジ強化、「アウトワード・バウンド」(野外活動を通じての青少年教化プログラム)に範をとった基地内教会による類似プログラムの開始、基地外における子弟への対処に関する支援について警察官より要請がある場合の海兵隊憲兵隊による協力、子弟の問題に関する対策を講じるためのワーキンググループの軍内設置などの対応策を講じている旨の説明があった。出席者は、引き続き本ワーキング・チームにおいて相互に協力しつつ、これら子弟を含む米軍関係者による事件・事故防止に最大限の努力を行っていくことを確認した。 ・そうした努力の一環として、それぞれ本年7月9日及び同11日に予定されている本年度の「夏の交通安全県民運動」の出発式及び「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」の街頭キャンペーン出発式に、県幹部、県警幹部、沖縄担当大使とともに、米軍幹部も出席し、米軍内でもこれらキャンペーンについて周知を図るための啓発活動を行うことが確認された。 ・県警より、昨年の刑法及び道路交通法の改正により、飲酒運転等の危険な運転に対する罰則が強化されたこと(道路交通法の改正による罰則の強化については、本年6月より施行)について説明があり、注意喚起が行われた。米軍より、こうした日本国内における飲酒運転等への罰則強化について米軍内でも関係者に周知する旨説明があった。
第10回	平成14年9月20日	<p>【第9回会合関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米軍より、生活指導巡回の実施状況に関する説明をした上、本件の具体的成果、指導例について説明した。続いて、先月30日に嘉手納基地において実施された、ワーキング・チームメンバーによる生活指導巡回の視察に関する評価が行われた。 ・米軍より、ゲートチェックの実施状況、具体的成果、データ等が説明された。また、先月30日に嘉手納基地において実施された、ワーキング・チームメンバーによるゲートチェック視察に関する評価が行われた。参加者から、生活指導巡回及びゲートチェック視察のアレンジに関する米軍に対する謝意が表された。 ・県警より、今年4月から実施されている警察官立ち寄り所における活動の報告があった。また、北谷町より、今年9月から実施されている民間警備員によるパトロールに関する報告があった。

回	開催年月	確 認 事 項
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月に実施された青少年の深夜徘徊防止県民一斉行動及び交通安全県民運動における米軍の参加に関し、県、県警、米軍より各々報告があった。 【米軍構成員による事件・事故に関する統計資料】 ・ 県警より、最近公表された犯罪統計資料に基づき米軍構成員による事件・事故の傾向につき説明がなされた。米軍より、事件・事故防止のため努力を継続する意思が表明された。 【その他議題】 ・ 県警担当者により実施されている、米海兵隊員に対する道交法・風営法の講義に関し、現在の実施状況、成果等の説明が、県警・米軍によりなされた。米軍より、本件に関する県警の協力を謝意が表された。